

寄付行為の禁止

議員は、公職選挙法により選挙区内において寄付行為が禁止されています。また、有権者が議員に対して寄付を求めることも禁止されています。

禁止されている寄付（例）

- ・ 病気見舞い品など
- ・ 各種行事・大会や祝賀会への寄付や差し入れ
- ・ 盆踊り、祭礼への寄付や差し入れ
- ・ 落成式、開店祝いの花輪など
- ・ 葬式の花輪、供花
- ・ 入学・卒業・就職・結婚・出産などのお祝い
- ・ お中元、お歳暮

ただし、議員本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、議員本人が自ら出席する葬式や通夜における香典、会費制の会合や行事の際の会費については、寄付にあたらなるとされています。地域行事で議員に対し会費が伴う行事などの案内をされる場合は、案内文に会費（他の会員と同額の会費に限ります）を明記してご通知ください。